

徳島県看護師等修学資金貸付事業のご案内

徳島県では、県内で看護職員として働く意思のある看護学生に対して、無利子で修学資金を貸与します。

なお、免許取得後、県内の医療機関等において一定期間従事すれば返還が一部又は全額免除されます。

対象者

1. 養成施設修学資金

県内・外の保健師・助産師・看護師及び准看護師の養成所に在学している学生

2. 修士課程修学資金

看護に関する修士課程に在学している学生(看護師免許取得者に限ります。)

貸与額

(単位：円)

設置主体	保健師・助産師・看護師	准看護師	修士課程
国立・公立	32,000	15,000	国内 83,000
民間立	36,000	21,000	海外 200,000

※授業料月額と上表の貸与基準額を比較してどちらか低い金額となります。

返還免除

1. 養成施設修学資金

卒業後1年以内に免許を取得し、その後直ちに、徳島県内の次の返還免除施設において、引き続き5年間勤務したとき

2. 修士課程修学資金

修士課程を修了した日から1年以内に、徳島県内の次の返還免除施設において、引き続き5年間勤務したとき

返還免除施設

- ① 病院
- ② 診療所
- ③ 助産所
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 母子健康包括支援センター(助産師に限る)
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問看護に限る。)を行う事業所等

返 還

■ 次の場合には、返還しなければなりません。

養成施設修学資金は貸与期間に相当する期間内に、修士課程修学資金は10年以内に一括、半年賦、月賦のいずれかの方法で返還することになります。

- ① 退学したとき。
- ② 県外に就職したとき。
- ③ 他の業務に従事したとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 養成施設修学資金の貸付者が卒業後、1年以内に免許を取得しなかったとき。等

その他

■ 貸与を受けるにあたっては、連帯保証人を2名立てる必要があります。

お問い合わせ先

■ 徳島県保健福祉部医療政策課 看護担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL: 088-621-2226
FAX: 088-621-2898

